

不動産業関連団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局不動産課長

(公 印 省 略)

障害者差別解消法の改正に伴う改正国土交通省所管事業における
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の周知について（依頼）

日頃より国土交通省行政の推進に格別の御配慮、御協力をいただき、御礼申し上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）について、差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者に対し「合理的配慮の提供」を義務付けること等を内容とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号）が令和3年6月に公布され、令和6年4月に施行されます。また、同改正に伴い、障害者差別解消法に基づく基本方針（以下「基本方針」という。）についても、令和5年3月に改正されました。

国土交通省では、本基本方針の改定を踏まえ、障害者差別解消法の規定に基づき主務大臣が策定する事業者向けの対応指針（「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下「対応指針」という。）」）につきまして、事業者・障害当事者双方の関係者による意見交換の結果を基に、別添のとおり対応指針の改正を行い、令和5年11月2日に公表いたしました。

今般、当省総合政策局バリアフリー政策課長より、当部局の関係団体・関係事業者等に対し、改正内容の周知と併せて、法の趣旨や基本方針、対応指針について改めて周知するとともに、法の目的を踏まえた障害者対応が適切に行われるよう、更なる普及・啓発の取組を行うよう依頼（別添）があったところです。

つきましては、貴職におかれましても、改正対応指針を踏まえ適切に御対応にいただきたく、貴団体加盟の会員に対し、更なる普及・啓発の取組を行っていただきますよう御願います。

なお、内閣府による障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイト（<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>）において、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例を提供しているため、参考にさせていただきますよう御願います。

以上